

日本原燃株式会社再処理事業所

廃棄物管理施設

平成29年度（第1回）保安検査報告書

平成29年8月

原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要
 - (1) 保安検査実施期間
 - (2) 保安検査実施者

2. 保安検査内容
 - (1) 保安検査項目

3. 保安検査結果
 - (1) 総合評価
 - (2) 検査結果
 - (3) 違反事項

4. 特記事項

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間（詳細は別添1参照）

自 平成29年5月15日（月）

至 平成29年6月14日（水）

(2) 保安検査実施者

六ヶ所原子力規制事務所

統括原子力保安検査官 松本 尚

原子力保安検査官 本間 広一

原子力保安検査官 上野 賢一

安全規制管理官（廃棄物・貯蔵・輸送担当）付

原子力保安検査官 石川 章

原子力保安検査官 石井 友章

2. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査及び関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、保安記録等の確認、廃棄物管理施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 保安検査項目

①保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査

②保守管理の実施状況に係る検査

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査」及び「保守管理の実施状況に係る検査」を検査項目として実施した。

検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき保安活動が実施されており、今回検査した範囲内においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

以下の事項について、事業者において必要な対応がとられることとなった。

○報告徴収命令に対して提出された報告書（以下「報告書」という。）に基づく是正措置計画について、各部門において、アクションプランに基づき、

遅滞なく確実に実施すること。また、上記アクションプランに基づく改善活動中に発見された不適合事象（集積R C A対象調査の未実施等）については、報告徴収に係る一連の改善活動の中で、全社として必要な改善を図ること。

上記に対する対応状況については、今後の保安検査等で確認する。

なお、保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、廃棄事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録確認及び廃棄物管理施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。

(2) 検査結果
別添2参照

(3) 違反事項
なし

4. 特記事項
なし

保安検査日程（1／2）

月日	5月15日（月）	5月16日（火）	5月17日（水）	5月19日（金）
午前	●初回会議 ※1 ●運転管理状況の聴取 ○保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査 ※1	●運転管理状況の聴取 ○保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査 ※1	●運転管理状況の聴取 ○保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査 ※1	●運転管理状況の聴取
午後	○保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査 ※1 ●チーム会議 ●まとめ会議	○保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査 ※1 ●チーム会議 ●まとめ会議	○保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査 ※1 ●チーム会議 ●まとめ会議	○保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査 ※1 ●チーム会議 ●まとめ会議

月日	6月1日（木）	6月5日（月）	6月7日（水）	6月8日（木）
午前	●運転管理状況の聴取 ○保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査 ※1	●運転管理状況の聴取	●運転管理状況の聴取 ○保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査 ※1	●運転管理状況の聴取
午後	○保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査 ※1 ●チーム会議 ●まとめ会議	○保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査 ※1 ●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	○保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査 ※1 ●チーム会議 ●まとめ会議

（注記） ○：検査項目 ●：会議／記録確認／巡視等

※1：日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所（加工施設）、濃縮・埋設事業所（廃棄物埋設施設）及び再処理事業所（再処理施設）の保安検査と合同で実施

保安検査日程（2 / 2）

月日	6月12日（月）	6月13日（火）	6月14日（水）
午前	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転管理状況の聴取 ○ 保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転管理状況の聴取 ○ 保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転管理状況の聴取 ○ 保守管理の実施状況に係る検査
午後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査 ● チーム会議 ● まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保守管理の実施状況に係る検査 ● 管理施設の巡視 ● チーム会議 ● まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ● チーム会議 ● まとめ会議 ● 最終会議

（注記） ○：検査項目 ●：会議／記録確認／巡視等

検査結果（1／2）

1. 検査実施日

平成29年5月15日（月）、16日（火）、17日（水）、19日（金）、
6月1日（木）、5日（月）、7日（水）、8日（木）、12日（月）、
13日（火）

2. 検査項目

保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査

3. 対象となった保安規定の条文

本検査項目は、報告書に基づく是正措置計画の策定状況に対する検査項目であることから、検査対象となる条文は保安規定の第2章保安管理体制、第3章品質保証等の全般にわたるが、その中でも特に以下の条文に基づいて確認した。

第3条の6	経営者のコミットメント
第3条の6の3	品質方針
第3条の6の4	計画
第3条の6の6	マネジメントレビュー
第3条の8	業務の計画
第3条の8の2	業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に関するプロセス
第3条の8の5	業務の実施
第3条の9の3	不適合管理
第9条の9の5	改善

4. 検査結果

濃縮・埋設事業部（加工施設）の平成28年度第3回保安検査における日本原燃濃縮施設における保安規定違反については、同社全施設に共通する事項であるため、当該違反に係る報告書（是正措置計画）の策定プロセス等について、関係者への聴取、会議体の議事録、報告書等に基づき検査した。

体制の整備、事実関係の調査、原因の究明及び是正措置計画の策定、報告書の策定等について、確認した事項は以下のとおり。

4. 1 報告書に基づく改善活動

報告書に基づく改善活動及び改善活動中に発見された不適合事象に係る対

応等について、主に確認した事項は以下のとおり。

(1) 報告書に基づく改善活動

報告書に基づく改善活動について、その実施プロセスを保安規定に定める品質マネジメントシステムの観点から、関係者への聴取及び記録等により確認した。

1) 報告書の改正プロセス

- 平成29年2月3日及び2月15日に開催された核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合における報告書に関する議論を踏まえ、社内で報告書修正チーム及びレビューチームを立ち上げて、報告書を改正したこと。
- 報告書修正チーム及びレビューチームは、報告書の内容に公正を期すため、本事案と直接の関与がなかった者により構成するとともに、報告書修正チームの主査は経営本部の副本部長が、レビューチームの主査は地域・業務本部長が努めたこと。
- 報告書の改正案は、品質・保安会議で審議する事項のうち、社長が必要と認める品質保証に関する事項に該当するとの判断により、平成29年2月27日の第152回品質・保安会議で審議されたこと。この審議結果を踏まえて、社長が2月28日に稟議決裁したこと。

2) 報告書に基づく体制の構築

○安全・品質改革委員会の設置

- ・濃縮事業部、安全・品質本部及び監査室の保安活動適正化に向けた取り組み状況について、濃縮事業部保安活動適正化全社対応委員会（以下「全社対応委員会」という。）にて審議していたものの、全社対応委員会の位置づけが助言及び情報共有が主な活動であったため、平成29年2月に会議体の位置付け等を明確にするために「全社対応委員会規程」を改正し、社長からの指示・命令機関としたこと。
- ・その後、平成29年3月に全社対応委員会（社長が委員長を務め、安全・品質本部が事務局を担当）から業務を引継ぎ、主に以下の目的を達成するため、安全・品質改革委員会（社長が委員長を務め、経営本部が事務局を担当）を設置したこと。
 - ①濃縮事業部、安全・品質本部及び監査室の保安活動適正化に係る活動、及び報告徴収命令に係る改善活動に係る計画について審議すること。
 - ②上記計画を含む全社の品質保証活動の実施状況について、経営の観点から観察・評価すること。
 - ③当該委員会における上記の審議結果を踏まえ、社長が必要な指示・

命令を与え、必要に応じて人材、資源の強化を図ること等により、全社の品質保証活動に係る改革を促進させること。

- ・安全・品質改革委員会は、平成29年6月までに10回開催され、報告書にある是正措置の具体的なアクションプランや全社の品質保証活動に係る改善活動等が議論されるとともに、その進捗を管理していること。

○社外有識者による評価等に係る体制の構築

- ・安全・品質改革委員会における改善活動状況に対して、外部からの客観的な観点で評価、助言を行う機関として、社外有識者（法曹界、ISO規格及び安全文化等の専門家）を委員とする安全・品質改革検証委員会を平成29年4月に設置したこと。
- ・平成29年6月に第1回安全・品質改革検証委員会を開催予定であること。

3) 改善活動の実施状況

○個別計画書及びアクションプランの策定

- ・報告書に基づく対策を実施するため、各部門（安全・品質本部、監査室等）において、個別計画書を策定していること。
- ・個別計画書において、それぞれの対策に対する評価指標、実施スケジュール及びホールドポイント等を明確にして、52項目のアクションプランとしてとりまとめていること。

○安全・品質本部の活動実績

- ・安全・品質本部が実施する以下の改善活動に関して、「安全・品質本部における是正措置等の活動計画書」（以下「安品是正計画書」という。）を策定していること。
 - ①報告書における直接的な原因に係る是正処置及び背後にある要因に対する取り組み（9項目）。
 - ②平成28年度第3回保安検査における指摘事項に対する対応方針を踏まえた改善活動（5項目）。
 - ③濃縮事業部の保安活動適正化に向けた全体計画書に基づき、旧品質保証室（現安全・品質本部）に対して実施された根本原因分析を踏まえた改善提言（9項目）。
- ・安品是正計画書を策定する際に、当該計画書における上記の対策を以下の6つのグループに整理し、安全・品質本部の品質保証部内で抜けないことを確認し、不適合検討WGにて審議し、安全・品質本部長の了解を得ていること。
 - ①安全・品質本部の役割・責任の明確化
 - ②全社対応委員会及びマネジメントレビューの見直し

- ③不適合管理ルールの見直し
- ④安全・品質本部における業務プロセスの改善
- ⑤安全・品質本部の人材育成・充実
- ⑥監視（オーバーサイト）の実施

- ・安品是正計画書に基づき、個別の実施計画書を策定するとともに、個別の実施計画書と紐付けて是正処置処理票を起票し、不適合管理の枠組みの中で改善活動を実施していること。
- ・個別の実施計画書に基づく活動状況について、達成指標との比較による有効性評価を実施するための計画を策定し、平成29年3月及び平成29年4月に改善活動の有効性評価を実施したこと。

○監査室の活動実績

- ・監査室が実施する以下の改善活動に関して、平成28年12月に制定した「濃縮事業部の保安活動適正化における監査室の不適切な対応に対する是正処置等計画書」（以下「監査是正計画書」という。）について、活動の進捗に応じて適時改正し、監査室のアクションプランとして管理していること。

- ①監査室の独立性確保
- ②監査室の活動を監査に限定
- ③監査室の役割、責任及び権限の徹底
- ④監査室員における力量向上

- ・平成29年4月に監査是正計画書に係る活動実績の経過報告を取りまとめ、監査室長の承認を得た後に、安全・品質改革委員会に報告していること。

○全社で実施する継続的な改善活動の活動実績

- ・全社として継続的に実施する以下の改善活動に関して、全社対応委員会及び安全・品質改革委員会における複数回の審議を経て、平成29年5月に経営本部が「全社的な職場風土の改善に関する計画書」を策定し、各事業部に展開して活動していること。

- ①対話活動の促進（役員間、役員と社員、社員間）
- ②役員のコミュニケーション力の多面評価とトレーニングの実施
- ③研修の実施（コミュニケーション研修等）
- ④職場の業務課題の共有化
- ⑤職場風土の現状把握のためのアセスメントの実施
- ⑥職場風土アドバイザーから社長への助言・意見

上記の検査の過程において、アクションプランによる進捗管理に関して、アクションプランの管理項目に安全・品質改革検証委員会に係る事項が入っていない、アクションプランと個別計画書における評価指標の記

載が異なる項目がある等の不十分な点が認められた。これに対して、事業者より、個別計画書等の管理項目を精査した上で、進捗状況、今後の予定及び懸案事項等を抜けなく把握するために、アクションプランの管理項目等を見直し、遅滞なく確実に改善に取り組む旨の発言があった。

4) 結論

以上のことから、報告徴収命令を踏まえ、事業者が作成した報告書に基づく改善活動の実施状況等について検査した結果、保安検査で確認した範囲において、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、事業者は継続してアクションプランに基づき、遅滞なく確実に改善に取り組むとしていることから、今後の改善状況について、保安検査等において引き続き確認する。

(2) 改善活動中に発見された不適合事象に係る対応状況

報告書に基づく改善活動中に発見された不適合事象に関して、全社的な品質保証活動の改善に向けた取り組み状況について、関係者への聴取及び会議体の議事録等の記録を基に、主に以下の事項を確認した。

1) 経緯

- 報告徴収命令に端を発した一連の改善活動において、不適合管理をはじめとする品質保証活動の重要性を認識する等の全社的な展開を行っている中、平成29年4月に濃縮・埋設事業所の廃棄物埋設施設（以下「埋設事業部」という。）の品質保証課において、予防処置に係る関連規程類に基づく、平成27年度下期分及び平成28年度上期分の集積根本原因分析対象調査（以下「集積RCAスクリーニング」という。）が未実施であることに気付き、不適合管理報告書を起票したこと。
- 埋設事業部における予防処置に係る関連規程類では、根本原因分析の実施に係る全社共通の関連規程類である「不適合の根本原因分析実施要則」（以下「共通RCA要則」という。）を引用し、以下の手順で集積RCAスクリーニングを実施することとなっていること。
 - ・品質保証課長は、不適合等に類似性や頻発傾向を示している事象のうち、それ自身が安全に重大な影響を与える事象ではないものについて、半期毎にデータ分析を行い、不適合事象がRCAの対象となるかの判断を行い、その結果を埋設事業部の会議体で審議した上で、埋設事業部長の承認を得ること。

2) 全社としての対応状況

- 埋設事業部は、平成29年5月に本事案にかかる不適合管理を行うと

ともに、社内の他事業部等との情報共有を実施したこと。

- 安全・品質本部は、当該不適合情報を入手した後に、安全・品質本部、監査室及び各事業部（再処理事業部、濃縮事業部、埋設事業部）（以下「本部・室・各事業部」という。）に対して、本事案に係る水平展開調査を指示したこと。調査の結果、本部・室・各事業部において同様の不適合事象が発見され、それぞれの部門において不適合管理を開始したこと。
- 安全・品質本部は、本事案を全社として対応すべき重要案件と捉え、本部・室・各事業部の活動状況を取りまとめ、平成29年5月に安全・品質改革委員会に報告したこと。当該委員会における社長の指示に基づき、主に以下の改善活動を継続していること。
 - ①集積RCAスクリーニングに係る具体的な手順等（分類方法、分析手法及び判断基準等）が、本部・室・各事業部において異なることが判明したことから、全社共通の判断基準等について検討し、他事業部との比較を容易にする等の改善を図るべく、共通RCA要則を改正すること（平成29年9月）。
 - ②本部・室・各事業部が実施した自部門の集積RCAスクリーニング結果を全社として確認していなかったことから、以下の会議体の運営方法等を見直すこと。
 - ・品質保証連絡会にて、本部・室・各事業部が実施した自部門の集積RCAスクリーニング結果を定期的に報告することを明確にするために「品質保証連絡会運営要則」を改正すること（平成29年6月）。
 - ・マネジメントレビューのインプット情報に集積RCAスクリーニング結果を追加し、定期的にその実施状況を確認するために、マネジメントレビュー等の実施に係る関連規程類「トップマネジメントに係る品質マネジメントシステム運営要則」を改正すること（平成29年6月）。
 - ③本事案を含めて不適合管理に係る問題が社内が発生していることを踏まえ、本部・室・各事業部における不適合管理の仕組みの再確認と実施状況等の点検を実施すること。

3) 本部・室・各事業部における不適合管理の実施状況

a) 安全・品質本部

○経緯

- ・平成21年度上期から平成27年度下期までは、旧品質保証室（平成28年6月より安全・品質本部）が共通RCA要則に従い、半期毎に全社の不適合情報を集めて、組織要因の観点から集積RCA

スクリーニングを実施していたこと。

- ・平成28年10月に共通RCA要則が改正され、安全・品質本部が従来実施していた、本部・室・各事業部の不適合情報を集めて実施する集積RCAスクリーニングをとりやめ、本部・室・各事業部の管理責任者が半期毎に実施した集積RCAスクリーニング結果を品質保証連絡会（安全・品質本部が事務局を努める各事業部の品質保証部門長が集まる会議体）に報告する運用に変更されたこと。
- ・安全・品質本部は、共通RCA要則改正後、平成28年度上期分の自部門の集積RCAスクリーニングを実施しなかったこと。

○不適合管理

- ・本事案に係る不適合管理票を起票し、不適合の除去として、当該期間に発生した不適合（11件）を対象とした集積RCAスクリーニングを実施し、根本原因分析を実施すべき事案がないことを、不適合検討WGに付議した後に、安全・品質本部長が承認したこと。
- ・また、平成29年5月に品質保証連絡会を開催し、本部・室・各事業部が自部門の平成28年度上期分の集積RCAスクリーニング結果を報告するとともに、品質保証連絡会において、全社として根本原因分析を実施すべき事案がないことを確認したこと。
- ・不適合の直接原因として、①業務変更時の業務管理不足、②品質保証連絡会の審議事項の管理不足の2項目を特定し、これらに対する是正処置を検討中であること。

b) 監査室

○経緯

- ・平成28年6月に監査室を設立（旧品質保証室から独立）した際に、旧品質保証室の関連規程類を引き継いで、予防処置の手順を含んだ「監査室 不適合管理要領」を制定したこと。
- ・ただし、「監査室 不適合管理要領」では、予防処置の手順の中で共通RCA要則を引用しているものの、集積RCAスクリーニングの実施に係る事項（分類方法、分析手法及び判断基準等）が明確になっておらず、かつ、監査室に対する、旧品質保証室からの引継においても、当該業務に係る事項は含まれていなかったこと。
- ・監査室は、平成28年度上期分の集積RCAスクリーニングを実施しなかったこと。

○不適合管理

- ・本事案に係る不適合管理票を起票し、不適合の除去として、当該期間に発生した不適合（1件）を対象とした集積RCAスクリーニングを実施し、根本原因分析を実施すべき事案がないことを、監査室

長が承認したこと。

- ・不適合の直接原因として、①ルールが不明確、②教育が不十分の2項目を特定していること。
- ・上記の原因に対する是正処置として、「監査室 不適合管理要領」について、予防処置における集積RCAスクリーニングに係る事項を追加する改正を行い、監査室員に対して当該要領の改正内容に係る教育を実施する予定であること。
- ・また、本事案に係る予防処置として、保安規定の要求事項と監査室の関連規程類の紐付けを精査し、漏れがないことを確認する予定であること。

c) 再処理事業部

○経緯

- ・集積RCAスクリーニングの未実施の水平展開として、再処理事業部においても同様の事象がないか確認していたところ、「再処理事業部 根本原因分析実施細則」（以下「RCA細則」という。）において、類似性や頻発傾向を示している不適合事象を半期毎のデータに基づき分析し、当該事象がRCA実施対象になるか否かについて、再処理事業部長の実施要否判断を得ることが定められているが、平成26年度下期以降について分析結果の承認を得ていない、または分析自体が行われていなかったことが判明したこと。
- ・再処理事業部でその実施状況を調査したところ、以下の事実が確認されたこと。
 - ①平成26年度上期まではRCA細則どおり実施していたこと。
 - ②平成26年度下期及び平成27年度上期分については、集積RCAスクリーニング、不適合検討WGでの審議及び再処理事業部長による実施「否」の判断が実施されていたものの報告書の承認手続きがされていなかったこと。
 - ③平成27年度下期及び平成28年度上期分については、集積RCAスクリーニングが実施されていなかったこと。

○不適合管理

- ・本事案に係る不適合管理票を起票し、不適合の除去として、集積RCAスクリーニングを実施し、RCA実施対象にならないことを、再処理事業部長が承認したこと。
- ・是正処置として、不適合管理に係る業務に必要な要員が十分には確保できなかったなどの原因を特定し、品質保証部の要員確保を図るなどの再発防止対策を検討していること。

4) 結論

以上のことから、報告書に基づく改善活動中に発見された不適合事象「集積RCAスクリーニングの未実施」に係る対応状況について検査した結果、保安検査で確認した範囲において、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、事業者は報告徴収命令に係る一連の改善活動の中で必要な改善を図るとしていることから、今後の改善状況について、保安検査等において引き続き確認する。

4. 2 マネジメントレビューの実施状況

品質マネジメントシステムが適切、妥当かつ有効であることを確実にするための手段であるマネジメントレビューの実施状況について、マネジメントレビューへのインプット及びアウトプットを踏まえた品質方針の設定状況、品質目標の設定状況等を確認することにより、組織における保安活動の評価プロセスが十分に機能し、保安活動の改善のための取組が適切に実施されているかについて、事業者の実施した品質保証活動を時系列的に整理し、関係者への聴取及び会議体の議事録等の記録を基に確認した。

(1) マネジメントレビューの実施状況

平成29年3月7日に平成28年度第3回マネジメントレビューを開催したが、インプット資料の不備が確認されたことから、同年3月14日に臨時マネジメントレビューを開催した。また、報告書において、安全・品質本部におけるマネジメントレビューへのインプットが適切に行えなかったことに対し、マネジメントレビューへのインプットをチェックする仕組みの導入、マネジメントレビューの有効性・適時性の向上といった是正措置を講じるとしている。これらの是正措置を講じた上で、平成29年3月27日に平成28年度第4回マネジメントレビューを開催した。

これらの状況を踏まえ、本検査においては、マネジメントレビューに関する報告書の是正措置の実施状況及び主に平成28年度第4回マネジメントレビューの実施状況について、関係者への聴取及び会議体の議事録等の記録を基に、主に以下の事項を確認した。

1) 報告書の是正措置の実施状況

○安全・品質本部は、自部門のマネジメントレビューへのインプット資料をチェックする仕組みとして、平成29年3月に「安全・品質本部 品質目標の設定、管理および本部長レビュー要領」を改正し、マネジメントレビューへのインプット資料を作成する際に、セルフチェックシートを用いて、必要な事項（社長の指示及び保安検査指摘事項の対応等）が漏れなく記載されていることを確認する運用を導入したこと。

- マネジメントレビューの有効性・適時性を向上させるため、平成29年3月に「トップマネジメントに係る品質マネジメントシステム運用要則」を改正し、各事業部の管理責任者が、保安検査終了後10日以内に、指摘事項等をマネジメントレビューにおいて社長へ報告する運用を導入したこと。
- これらの是正措置を導入した運用は、平成28年度第4回マネジメントレビューから開始したこと。

2) マネジメントレビューの実施状況

- 平成28年度第3回マネジメントレビューにおける不適合管理
 - ・平成28年度第3回マネジメントレビューにおいて、開催案内におけるインプット資料の作成指示が不明確であったこと等により、監査室、濃縮事業部及び再処理事業部のインプット資料において、予防処置及び是正処置に係る保安活動の報告が抜け落ちてしまう不適合事象が発生した。
 - ・安全・品質本部は、当該事象を不適合として管理し、不適合を除去するために、同年3月14日に監査室、濃縮事業部及び再処理事業部を対象とした臨時マネジメントレビューを開催したこと。
 - ・当該不適合事象に係る是正処置については、報告徴収命令を踏まえた改善活動の一環として検討していること。
- 平成28年度第4回マネジメントレビューへのインプット
 - ・安全・品質本部におけるマネジメントレビューへのインプット資料は、「安全・品質本部 品質目標の設定、管理および本部長レビュー要領」に基づき作成されたこと。具体的には、各部長（安全推進部、品質保証部及び放射線安全部）が、当該四半期の品質目標の達成状況等のエビデンスと紐付けながら、各部においてセルフチェックシートを用いて必要な事項が記載されていることをチェックした後に、本部長レビュー資料案を作成し、品質計画GLがマネジメントレビューへのインプット資料をとりまとめ、本部長レビューにおいて、安全・品質本部長が承認していること。
 - ・監査室におけるマネジメントレビューへのインプット資料は、「監査室 品質目標の設定、管理および室長レビュー要領」に基づき、品質監査GLが当該四半期における品質目標の達成状況等の資料を基にマネジメントレビューへのインプット資料を作成し、監査部長がチェックした後に、室長レビューにおいて、監査室長が承認していること。
 - ・再処理事業部におけるマネジメントレビューへのインプット資料は、「再処理事業部品質保証推進会議運営要領」に基づき、品質保証課長

は取り纏め部署にて作成された各四半期の実績報告等を取り纏め、品質保証推進会議（再処理事業部長レビュー）で品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善等を審議した後、品質保証課長は決定した事業部長レビュー結果からマネジメントレビューインプット（案）を作成し、再処理安全委員会の審議を経てマネジメントレビューへのインプット資料としたこと。

○平成28年度第4回マネジメントレビューからのアウトプット

- ・安全・品質本部に対するマネジメントレビューにおいて、安全・品質本部が実施する各事業部の品質保証活動の監視（オーバーサイト）の具体的な進め方等について議論され、マネジメントレビューからのアウトプットとして、社長より、①報告徴収命令に係る是正措置等について、本部内全員に周知するとともに万全の対応を行うこと、②各事業部の品質保証活動を監視（オーバーサイト）する仕組みを構築し、オーバーサイト結果を踏まえた各事業部への改善展開を行えるようにすること等の5項目の指示があったこと。
- ・監査室に対するマネジメントレビューにおいて、監査室が実施する各事業部の内部監査に対する要望（報告徴収命令を踏まえた活動に対する内部監査の実施、及び各事業部の強み及び弱みを内部監査により把握して報告する等）について議論され、マネジメントレビューからのアウトプットとして、社長より、①報告徴収命令に係る是正措置等について、室内全員に周知するとともに万全の対応を行うこと、②報告徴収命令に係る是正措置の実施結果を確認するための監査を実施すること等の5項目の指示があったこと。
- ・再処理事業部長に対するマネジメントレビューにおいて、監査室が行う内部監査における観察及び指摘事項、品質目標管理表等について議論され、不適合処理が長期にわたり完了していない案件についてマネジメントレビューにインプットし改善を仰ぐこと、是正処置や予防処置の未完了案件への展開を検討する旨が提案されたこと、さらに、社長より、報告徴収命令に係る是正処置等を事業部全員に周知するとともに万全の対応を行うこと等5項目の指示があったこと。
- ・マネジメントレビューからのアウトプットにおける、社長からの指示について、下記「(3) 品質目標の設定状況」のとおり、各事業部の品質目標に展開されていることを確認した。

(2) 品質方針の設定状況

法令遵守、原子力安全の達成、原子力安全の要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの継続的な改善等を行うための基本方針である品質方針に関して、平成29年度の品質方針及び品質方針の意図するところを示

した品質方針ガイドラインの設定について、関係者への聴取及び会議体の議事録等の記録を基に、主に以下の事項を確認した。

- 安全・品質本部は、報告徴収命令等を踏まえ、品質マネジメントシステムの重要性を認識するため、各事業部の意見を集約し、平成29年2月に品質方針案及び品質方針ガイドライン案を作成したこと。
- 同年3月に開催された平成28年度第4回マネジメントレビューにおいて、上記の品質方針案等について審議し、修正指示を反映して、稟議により社長が決裁したこと。
- 平成28年度からの主な変更点は以下のとおり。
 - ①品質方針
 - ・前文において「安全及び品質の向上は経営の最重要課題であること」を明確にしたこと。
 - ・新規方針として「品質マネジメントシステムの重要性を認識し、有効性を継続的に改善すること」を追加したこと。
 - ②品質方針ガイドライン
 - ・「安全を最優先する文化」と「職場内のコミュニケーションの重要性を認識すること」を追記したこと。
 - ・「品質マネジメントシステムのPDCAを廻すことが安全性を高めていくとの認識を持ち、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善すること」を追記にしたこと。
- 同年4月に設定された品質方針は、社長から全社員に対して「社達」として文書で通知されたこと。また、平成28年度からの変更点と変更理由について、全社員及び協力会社に対して、メール、電子掲示板、品質保証大会等において周知するとともに、品質方針ポスターの掲示、品質方針携行カードの配布等による展開活動を実施していること。

(3) 品質目標の設定状況

上記で設定された品質方針に基づき、本部・室・各事業部の管理責任者（安全・品質本部長、監査室長及び再処理事業部長）が、報告書、前年度の品質目標の達成状況及びマネジメントレビューからのアウトプット等を踏まえ、自部門の平成29年度の品質目標を設定していることを、関係者への聴取及び会議体の議事録等の記録を基に、主に以下の事項を確認した。

- 本部・室・各事業部の管理責任者は、「トップマネジメントに係る品質マネジメントシステム運営要則」に従い、次年度の開始前までに品質目標を設定する必要があることから、安全・品質本部からの指示を受けて、平成28年度第4回マネジメントレビューにて審議予定の品質方針案を基に、自部門の平成29年度品質目標を検討し、平成29年3月末に設定した

後に社長へ報告したこと。

○一方、同年3月27日に開催された平成28年度第4回マネジメントレビューにて平成29年度の品質方針が決定されるとともに、マネジメントレビューからのアウトプットとして、社長より、品質目標の達成指標については、5W2Hを意識するとともに、数値目標を掲げ、達成度が判定可能な指標とすること等の指示が出されたことから、本部・室・各事業部の管理責任者は、社長からの指示を受けて、自部門の品質目標を見直し、期中変更したこと。

○本部・室・各事業部における品質目標の設定状況として、確認した事項は主に以下のとおり。

1) 安全・品質本部の品質目標

- ・報告書に基づくアクションプランの完遂、及び平成28年度第4回マネジメントレビューからのアウトプットとして社長からの指示にあった、各事業部の品質保証活動を監視（オーバーサイト）する仕組みの構築・維持等を品質目標としていること。
- ・平成28年度の品質目標の1つであった、不適合管理の仕組みの全社統一については、報告徴収を踏まえた対応等により未達成となったため、平成29年度の品質目標として、全社として是正処置、予防処置等の仕組みに係る改善を行うとしていること。
- ・品質目標の具体的展開表を作成する際に、5W2Hを意識して、実施計画、期限、担当グループ等を明確にしていること。
- ・品質目標の設定時にメールにて本部員へ周知するとともに、執務室に品質目標及び具体的展開表を掲示し、安全・品質本部長、各部長及び各GLが定期的集まり、掲示された品質目標等の前で、品質目標の達成状況や課題等を共有していること。

2) 監査室の品質目標の設定状況

- ・報告書に基づくアクションプランを確実に実施することを品質目標として設定していること。また、平成28年度第4回マネジメントレビューからのアウトプットとして社長から指示があった、報告徴収命令に係る是正措置の実施結果の監査すること、内部監査における各部門の強み及び弱みの抽出等を、内部監査の実施に係る品質目標に落とし込んでいること。
- ・品質目標の具体的展開表を作成する際に、5W2Hを意識して、実施計画、期限、担当グループ等を明確にしていること。
- ・品質方針と監査室の品質目標について、前年度からの変更理由等を明確にした比較表を作成し、監査室員に周知するとともに、各目標の担当者を明確にして業務指示をしていること。

3) 再処理事業部の品質目標

- ・品質目標の設定について、「トップマネジメントに係る品質マネジメントシステム運営要則」において、「次年度の開始前までに品質目標を設定し、社長に報告する。」と定められており、再処理事業部は平成29年3月30日に品質目標を作成、承認し、社長に報告したこと。
- ・3月27日の第4回マネジメントレビューにて、社長より5W2Hを意識し、判定可能な品質目標とすること等の指示があり、再処理事業部長は4月20日に社長指示を踏まえた改定版を承認し、社長に報告したこと、さらに、社長より達成指標の明確化が不十分などところがある旨の指示を受け、4月24日に改正2を作成し、承認したこと。
- ・品質保証活動の改善、安全・品質基盤強化活動、法令及びルールへの遵守、保守管理の改善、トラブル対応の確実な実施、通報連絡の改善、新規制基準への確実な対応、運転開始に向けた準備等について、管理項目、達成指標、時期、実施計画（内容・具体的方策）を定めていること。
- ・マネジメントレビューのアウトプット（社長指示）は、報告徴収対応や不適合処理の迅速化などの品質目標の管理項目に反映されていること。
- ・品質目標「品質保証活動の改善」の管理項目である「報告徴収対応」において、達成指標の「アクションプランの100%実施」と実施計画に不整合があることなど、実施計画に5W2Hの観点から不十分な点が見受けられたこと。
- ・品質目標を「2017年度品質目標の期中変更依頼について」に基づき変更し、不適合処理の迅速化に対する実施計画を具体的に示す等の見直しを行ったこと。
- ・品質目標を各部、各課の品質目標へ展開し、貯蔵管理課においては廃棄物管理施設の新規制基準対応として設工認申請書の作成に注力すること、施設建物管理課においては新規制基準対応として建屋耐震補強工事に注力することとして品質目標を定めていること。

（4）結論

以上のことから、マネジメントレビューの実施状況について確認した結果、保安検査で確認した範囲においては、保安規定の遵守状況について違反となる事項は認められなかった。

5. その他

なし

検査結果（2 / 2）

1. 検査実施日

平成29年6月13日（火）、14（水）

2. 検査項目

保守管理の実施状況に係る検査

3. 対象となった保安規定の条文

第3条の7の2 人的資源

第25条 保守作業の実施

第26条 保守作業後の措置

第27条 改造

第28条 改造後の措置

4. 検査結果

設備の老朽化、稼働状況及び不適合事象等の施設の状態を考慮した保守管理の検討・実施状況について確認するとともに、施設の状態を把握するための巡視・点検、定期的な点検及び保守点検等に関する活動が適切に行われているか、関係者への聴取及び記録により以下のとおり確認した。

（1）保守管理の改善に係る組織としての管理状況

○事業者は、保守管理の改善に係る全体計画について、以下の実施項目を定めた「再処理工場における保守管理改善の全体計画書」（以下「保守管理全体計画書」という。）を制定し、業務の進捗状況と今後の取り組み（「検査制度の見直し」に係るスケジュールを念頭においた保守管理改善の進め方の見直し）を反映し、平成29年4月10日に改正したこと。

① J E A C 4 2 0 9 を参考とした保守管理の見直し

② 喫緊の課題への取り組み

③ 保守管理業務の円滑化及び効率化を目的としたシステム化

○「保守管理改善 全体会議」を開催し、関係部署に保守管理全体計画書に基づく実施状況等について説明し、認識の共有を図った上で内容についての議論を実施していること。

（2）保守管理の改善の実施状況

○ J E A C 4 2 0 9 を参考とした保守管理の見直し

① 全数の把握について

・設備等の全数把握を目的とした現場照合について、平成29年3月

未までに実施する予定であったが、計画どおりに完了しない見込みとなり、現場照合の完了期限を5月までに変更し、そのとりまとめを含めて8月中に終了予定であること。

②今後の計画について

- ・弁、ポンプ以外の機器について、劣化メカニズムに基づいた保全内容決定根拠書の作成、保守管理要領の新制定に向けた試運用に係る検討などを実施する計画であること。

○喫緊の課題への取り組み

再処理施設の性能に係る技術基準規則への適合については、計装設備における初回点検の実施、薬品漏えい防止のためのシール材交換、日本機械学会規格を参考とした配管肉厚測定等を今年度中に終了させる予定であること。

- 保守要員の力量に関する教育のあり方については、個別計画書「保全業務に係る育成プログラム」を策定し、試運用を開始したこと。

(3) 廃棄物管理施設の点検計画

廃棄物管理施設における設備の点検計画の策定状況について以下のとおり確認した。

- 点検計画は「再処理工場 試験検査細則」に基づき設備の点検時期、保全方法、点検周期等を定めた「貯蔵管理設備 点検計画表」等の点検計画表を作成していること。また、点検計画の変更を行う場合は、「保全計画変更検討書」を作成し点検計画表を変更すると定めており、ガラス固化体の受入れ計画を考慮し、受入れ建屋天井クレーン、輸送容器搬送台車等の点検時期の前倒しを行い「保全計画変更検討書」を作成し点検計画表を変更していること。

(4) 結論

以上のことから、保守管理の実施状況について、保安検査で確認した範囲においては、保安規定の遵守状況について違反となる事項は認められなかった。事業者は継続して本件に係る改善に取り組むことから、今後の改善状況について、保安検査等において引き続き確認する。

5. その他

なし